

みんなで防ごう 高齢者虐待



平成30年11月

佐世保市長寿社会課

はじめに

平成 18 年度に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（いわゆる高齢者虐待防止法）が施行され、10 年以上が経過しました。佐世保市でも、高齢者虐待は発生しており、平成 29 年度の家庭内での高齢者虐待の通報件数は 46 件（65 歳以上）ありました。

この度、佐世保市では、市民の皆様をはじめ、地域の高齢者に関わる民生委員や自治会長等の方々に、高齢者虐待の早期発見にご協力いただくことを目的として市民向け高齢者虐待防止マニュアルを作成致しました。日頃からの関わりの中で、高齢者の異変に気づき、「虐待かもしれない」と感じた場合は、深刻な状態になる前に、早めに最寄りの地域包括支援センター及び長寿社会課へのご相談をお願い致します。

また、高齢者虐待防止法には、介護をしているご家族の支援に関することも明記されています。介護負担や経済問題等、高齢者虐待が発生する要因に目を向け、その要因を解決するための支援を行いますので、気になる高齢者世帯がおられましたら、まずはお相談ください。

長寿社会課

どのようなことが高齢者虐待にあたるのでしょうか？

高齢者本人の権利を侵害したり、生命や健康、生活を損なう次のような行為が高齢者虐待に該当します。

身体的虐待

- 暴力行為によって身体にキズやアザ、痛みを与える行為。
- 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

例えば・・・

- たたく、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる
- ベッドに縛り付けたり、わざと薬を過剰に飲ませたり、部屋に閉じ込めたり、立てないようにベルトで固定したりする 等

心理的虐待

- 脅しや侮辱など高圧的な言葉や態度、無視、嫌がらせ等により精神的に苦痛を与える行為。

例えば・・・

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 排泄の失敗等をあざ笑ったり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる
- 侮辱を込めて、子どものように扱う
- 本人が話しかけているのをわざと無視する
- 叩くふりをして脅す 等

介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

- 必要な介護サービスの利用や医療機関への受診を妨げる、世話をしない等により、本人の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる行為。

例えば・・・

- 食事や水分を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある
- 入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている
- 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
- 本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない
- 虐待を受けている状況を見過ごす 等

経済的虐待

- 本人の合意なしに、財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する行為。

例えば・・・

- 日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない
- 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない
- 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する
- 本人の自宅等を本人に無断で売却する 等

性的虐待

- 本人が合意していない性的な行為やその強要。

例えば・・・

- 排泄の失敗等に対して罰として下半身を裸にして放置する
- しつけを理由にはずかしめるような行為
- キス・性器への接触 等

ひとつの虐待が単発で起こる場合や、複数の虐待が同時に発生している場合もあります。

なぜ虐待が起こるのでしょうか？

高齢者虐待の発生に関係があると思われる原因には、以下のようなものがあります。

高齢者本人側の問題

- 加齢や怪我により、自分のことができなくなっている
- 要介護状態
- 認知症の進行・悪化
- 判断能力の低下、金銭管理能力の低下
- 収入が少ない
- 借金・浪費癖がある
- 性格
- 精神不安定な状態
- 整理整頓ができない
- 相談者がいない
- 疾病、障がいがある など

家族側の問題

- 介護負担による心身のストレス
- 認知症や介護に関する知識・技術の不足
- 金銭管理能力がない
- ギャンブルなど
- 収入不安定、無職
- 借金、浪費癖がある
- アルコール依存
- 性格
- 相談者がいない
- 親族からの孤立
- 精神的不安定、潔癖症
- 疾病、障がいがある など

その他の問題

- 本人と家族の人間関係の悪さ
- 親族関係の悪さ、孤立
- 近隣・社会との関係の悪さ、孤立
- 家族の力関係の変化
- 暴力の世代間連鎖・家族間連鎖 など

◇認知症と高齢者虐待◇

認知症の程度が重くなるほど自分のことを自分ですることが難しくなり、要介護度は高くなります。それに加え、病気のせいと分かってはいてもコミュニケーションが取れにくい状況が重なって、介護者のストレスを一層高め、虐待発生への危険度が高まります。

高齢者虐待発見チェックリスト

高齢者虐待発見チェックリストの例を挙げました。高齢者虐待は、深刻な状態に至るまでに何らかのサインを周囲に発しています。高齢者虐待の発見には次のようなチェックリストを利用することも有効です。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。これは、あくまでも例示ですので、この他にも様々な「サイン」があることを認識しておいてください。

《身体的虐待のサイン》

チェック	サイン例
	身体に小さなキズが頻繁にみられる
	太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる
	回復状態が様々な段階のキズ、あざなどがある
	頭、顔、頭皮等にキズがある
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある
	急におびえたり、恐ろしがったりする
	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある
	キズやあざの説明のつじつまが合わない
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまがあわない

《心理的虐待のサイン》

チェック	サイン例
	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える
	身体を萎縮させる
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる
	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる
	自傷行為がみられる
	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる
	体重が不自然に増えたり、減ったりする



《性的虐待のサイン》

チェック	サイン 例
	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる
	肛門や性器から出血やキズがみられる
	生殖器の痛み、かゆみを訴える
	急に怯えたり、恐ろしがったりする
	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることを躊躇する
	睡眠障害がある
	通常的生活行動に不自然な変化がみられる

《経済的虐待のサイン》

チェック	サイン 例
	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える
	自由に使えるお金がないと訴える
	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない
	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える

《ネグレクト(介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢のサイン、自己放任も含む)》

チェック	サイン 例
	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている
	部屋に衣類やおむつ等が散乱している
	寝具や衣類が汚れたままの場合が多くなる
	汚れたままの下着を身につけるようになる
	かなりのじょくそう(褥創)ができています
	身体からかなりの異臭がするようになってきている
	適度な食事を準備されていない
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている
	栄養失調の状態にある
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断をうけていない

セルフネグレクト(自己放任)とは?

認知症などにより、判断能力の衰えた一人暮らしの高齢者が、自ら他者に対して援助を求めず、自分で自分の日常生活を放置している状態

《セルフネグレクト(自己放任)のサイン》

チェック	サイン例
	昼間でも雨戸が閉まっている
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いを滞納している
	配食サービス等の食事がとられていない
	薬や届けた物が放置されている
	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる
	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮しあきらめの態度がみられる
	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である

《家族の態度にみられるサイン》

チェック	サイン例
	本人に対して冷淡な態度や無関心さがみられる
	本人の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる
	本人の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する
	本人に対して過度に乱暴な口のきき方をする
	経済的に余裕があるように見えるのに、本人に対してお金をかけようとしめない
	保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる

《地域からのサイン》

チェック	サイン例
	自宅から本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声・物を投げられる音が聞こえる
	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している
	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞でいっぱいになっていたり、電気メーターがまわっていない
	気候や天気が悪くても、本人が長時間外にいる姿がしばしばみられる
	家族と同居している本人が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている
	近所付き合いがなく、訪問しても本人に会えない、または嫌がられる
	本人が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる

出典：東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課「東京都高齢者虐待対応マニュアル」（平成18年3月発行）

高 齢 者 虐 待 防 止 法 と は ？

高齢者虐待防止法（正式名称「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」）が、平成18年4月1日から施行されています。

～理解するための7つのポイント～

ポイント1 「高齢者虐待」とは何か、法律にはっきりと書かれています。

- 高齢者とは・・・（高齢者虐待防止法 第2条）
65歳以上の方を指します。
- 養護者とは・・・
高齢者の世話をしている家族、親族、同居人を指します。
- 高齢者虐待とは・・・
「養護者による高齢者虐待」と「養介護従事者等による高齢者虐待」を指します。
具体的な行為については1ページをご覧ください。

ポイント2 「高齢者虐待」への対応は市と地域包括支援センターが連携して行います。

【役割の例】

- 本人や家族に対する相談・指導・助言（高齢者虐待防止法 第6条）
- 通報への対応（本人の安全確認、通報の事実確認）（高齢者虐待防止法 9条）
- 本人に重大な危険が起きている場合の立入調査の実施（高齢者虐待防止法 11条）

※地域包括支援センターは市内に9か所設置しています。

※佐世保市では、高齢者虐待の防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関が相互に連携し、高齢者が地域で安心して生活できることを目的として、佐世保市高齢者虐待防止ネットワーク委員会を設置しています。

ポイント3 介護しているご家族などへの支援が重視されています。

- 虐待をしている家族自身も、何らかの支援を必要としている場合があります。
- 家族の負担を軽減するために相談にのり、必要に応じてアドバイスを行います。
（高齢者虐待防止法 第14条）

ポイント4 高齢者虐待の早期発見・早期対応が重視されています。

○高齢者虐待は、さまざまな要因が複雑にからみ合って起こると考えられています。

この要因をいち早く見つけ、虐待が深刻化する前に対応することが重要です。

○市民の方には、高齢者虐待に対する正しい知識と理解を持っていただき、虐待を早期に発見できる地域づくりにご協力ください。

○佐世保市でも、高齢者虐待を早期に発見するためのネットワーク作りに取り組んでいます。

(高齢者虐待防止法 第16条)

ポイント5 虐待を発見した方には、通報の義務があります。

○高齢者の生命に関わるような虐待を発見した場合には、地域包括支援センターや長寿社会課に通報する義務があります。

○上記以外の場合においても、虐待かな?と感じた時には積極的に通報してください。

(高齢者虐待防止法 第7条)

ポイント6 介護の仕事に就いている方にも、通報の義務があります。

○介護の仕事に就いている方は、高齢者虐待に気づきやすい立場にあります。そのことを念頭に、高齢者虐待に気付いた場合には、事業所の管理者に報告したり、ケアマネジャーに相談するなどの対応を取ってください。

(高齢者虐待防止法 第5条)

ポイント7 通報者の個人情報もしっかり保護されています。

○通報者の情報は、他に漏らしてはならないことが法律にも明確に定められています。

○通報の内容が間違っていたとしても、特に罰せられることはありません。迷った時には、まず相談機関に連絡をしてください。

(高齢者虐待防止法 第8条)



あなたの通報で助かる命があるかもしれません。

虐待かもしれない、と思ったらすぐに相談しましょう！！

相談窓口	住所	連絡先	担当圏域
佐世保市役所 長寿社会課	高砂町5-1 すこやかプラザ3階	0956-24-1111 (代表)	佐世保市内全域
地域 包括 支援 セン ター	早岐	権常寺一丁目4-10 メイノスビル3階	宮・広田・三川内・ 早岐・針尾・江上
	日宇	日宇町2606	日宇
	山澄	潮見町11-22	天神・福石・木風・ 潮見・白南風
	中部	上京町4-4 永田ビル5階	小佐世保・戸尾・ 光園・山手
	清水	相生町1-3	金比良・赤崎・ 九十九・清水・ 大久保
	大野	瀬戸越四丁目 1298-4	春日・大野・柚木
	相浦	木宮町3-19	日野・中里・皆瀬・ 相浦・黒島・高島・ 浅子・小佐々
	吉井	吉井町立石262-1	吉井・世知原・ 江迎・鹿町
	宇久	宇久町平2578	宇久

◎緊急時は、110番・119番通報を！